

高松市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札において設計違算が生じた場合における入札の透明性、公平性等を確保するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(要領の適用範囲)

第2条 この要領は、予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える測量・建設コンサルタント業務委託に適用する。

(定義)

第3条 この要領において、「設計違算」とは、単価の金額誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。

(開札前に設計違算が判明した場合の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は案件の公表後で、開札の前までに設計違算のあることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって、その誤りを訂正し、その内容等を周知することにより、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、市長は、当該入札を続行することができるものとする。

(開札後で落札決定の前に設計違算が判明した場合の対応)

第5条 市長は、開札により落札候補者を決定し、当該落札候補者について落札者として決定できるか否かの審査を行っている段階において設計違算のあることが判明し、その違算の状況を踏まえれば当該落札候補者の決定が誤りであることが明らかとなった場合は、当該入札に係る手続及び決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤り

が軽微であり、かつ、落札決定に影響がないと認める場合は、市長は、当該入札手続を続行することができるものとする。

(落札決定後で契約締結前に設計違算が判明した場合の対応)

第6条 市長は、落札者の決定後で、当該契約の締結の前に設計違算のあることが判明し、当該落札決定が誤りであることが明らかとなった場合は、当該入札に係る手続及び決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札決定に影響がないと認める場合は、市長は、当該入札手続を続行することができるものとする。

3 第1項の規定により落札者の決定が取り消された場合において、当該者に損害が生じたときは、当該決定を取り消された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

(契約締結後に設計違算が判明した場合の対応)

第7条 市長は、入札等による契約を締結した後に設計違算のあることが判明し、当該落札決定に誤りのあることが明らかとなった場合は、市長は相手方と協議の上、当該契約を解除する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札決定に影響がない場合、又は、当該契約の履行状況により、市長が特に認める場合は、当該契約を継続することができるものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、当該解除された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

(公表)

第8条 市長は、第4条から前条までの規定により、入札の中止、契約解除等を行った場合は、市ホームページ等で速やかにその内容を公表するものとする。

(準用)

第9条 第4条から前条までの規定は、予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格及び数値的判断基準に設定誤りのあることが

判明した場合について準用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。